

個別支援学級就学奨励費のお知らせ

横浜市では、個別支援学級に通っているお子さんの保護者の方々の経済的な負担を軽くするために、学用品費などの費用の一部を支援しています。

1 奨励費を受けられる方

お子さんが横浜市立小・中学校・義務教育学校の個別支援学級に通われている方。
ただし、世帯の収入や所得によって支給内容が異なります。

令和6年分の世帯の収入がおおむね次に示す目安額以下の方はすべての奨励費を受けることができますが、目安額を上回っている場合は支援を受けられる奨励費が限られます。小学校では交流学习交通費・通学費のみ、中学校では職場実習交通費・交流学习交通費・通学費のみです。

個別支援学級就学奨励費事業と、就学援助は同時に申請可能です。就学援助は認定基準となる総収入総所得の目安額が個別支援学級就学奨励費より低いかわりに、個別支援学級就学奨励費より手厚い制度になっています。詳しくは4月にお配りした就学援助制度のお知らせ（令和7年度）をご確認ください。（書類を紛失された場合はお子様がお通いの学校までご連絡ください。）

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総収入	788万円	893万円	971万円	1,059万円	1,166万円	1,233万円	1,294万円
総所得 (給与所得控除後の金額)	599万円	698万円	776万円	864万円	971万円	1,038万円	1,099万円

- ※ 世帯の年齢構成等の違いにより、目安額以下でも受けられない場合や目安額を超えていても受けられる場合があります。
※ 事業所得の方は、総収入から必要経費を差し引いた後の所得金額と、上表下段の「総所得」の額を比較してください。

2 奨励費の種類及び支給予定額（年額）

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

費目	校種別	小学校	中学校	備考
学用品費・通学用品費		5,820円 (定額支給)	11,370円 (定額支給)	
入学準備費		28,530円 (定額支給)	31,500円 (定額支給)	
宿泊を伴わない校外活動費 (交通費・見学科)		実費 (800円限度)	実費 (1,155円限度)	遠足、社会見学等に要する交通費・見学科
宿泊を伴う校外活動費 (交通費・宿泊費・見学科)		補助対象実費×1/2 (1,845円限度)	補助対象実費×1/2 (3,105円限度)	宿泊体験学習等に要する交通費・宿泊費・見学科 (個別支援学級のみで実施する合同宿泊学習は除く)
修学旅行費		補助対象実費×1/2 (10,790円限度)	補助対象実費×1/2 (28,860円限度)	修学旅行実施学年のみ
学校給食費		実費×1/2	実費×1/2	中学校については、中学校給食(デリバリー型)及び西金沢学園中学部・緑園学園中学部で提供する中学校給食のみ対象
職場実習交通費			原則実費 または実費×1/2	職場教育の実習に参加する場合の交通費
交流学习交通費		原則実費 または実費×1/2	原則実費 または実費×1/2	他校の個別支援学級、特別支援学校の児童・生徒との交流学习に参加する場合の相手校までの交通費
P T A 会費		実費相当×1/2 (1,725円限度)	実費相当×1/2 (2,130円限度)	児童・生徒1人あたりの実費相当
生徒会費			実費×1/2 (2,775円限度)	
クラブ活動費		実費×1/2 (1,380円限度)	実費×1/2 (15,075円限度)	小学校の特別活動における材料費等 中学校の部活動における部費等
卒業アルバム代		実費×1/2 (5,500円限度)	実費×1/2 (4,400円限度)	最終学年のみ
通学費	本人	原則実費 または実費×1/2	原則実費 または実費×1/2	自宅から学校までの最も経済的な通学に要する交通費
	付添人	原則実費×1/2 または実費×1/4	原則実費×1/2 または実費×1/4	通学に伴う付添人の交通費

※ 上表の支給費目の種類及び支給予定額は、世帯の収入や所得により異なります。令和6年分の世帯の収入がおおむね上表に示す目安額を上回っている場合、職場実習交通費・交流学习交通費の支給額は実費の1/2となり、通学費の支給を受けられる場合は本人通学費が実費の1/2、付添人通学費が実費の1/4となります。

※ 入学準備費については、年度当初から個別支援学級に在籍している1年生が対象となります。

※ 生活保護・就学援助を受けている方は、職場実習交通費・交流学习交通費・通学費についてのみ支給が受けられます。

※ やむを得ない事由により自宅から学校までの交通費がかかっている場合、通学費の支給を受けられる場合があります。

まずはお子さんの通っている学校にご相談ください。

※ 学年途中で市外の学校、特別支援学校、一般学級との間で転入・転出した場合、及び転居で通学費がなくなつた場合には、各費目を減額して支給することとなります。

※ 通学費等の交通費にかかる部分については、障害者手帳や特別乗車券等の交付により無料となつたり、割引を受けられる部分を除いて支給します。また、回数分よりも定期代の方が安い場合は定期代で支給する等、経済的合理な方法により算定のうえ支給します。

3 書類の提出について

(1) 提出書類（下表の○印のある書類が必要となります。斜線部分の書類は提出不要です。）
収入額・需要額調書は奨励費受給希望の有無を問わず、個別支援学級在籍者は全員ご提出ください。

	収入額・需要額調書	収入証明書	通学費申込書
生活保護を受給中の方 (注1)	○		通学費の支給要件を満たしていると学校に認められた方のみご提出ください。
就学援助を受給中、申請中の方 (注1)	○	○ (注2)	
奨励費を希望される方	○	○ (注2)	
奨励費を辞退される方、受けられない方	○		

(注1) 生活保護を受けている方、就学援助を受けている方、就学援助申請中の方は就学援助を受けられることが決定された場合には、交流学习交通費など一部の費目について奨励費の支給を受けられます。

(注2) 令和6年分の所得に係る、次のいずれかの書類を必ずご提出ください。
ただし、一定の条件を満たす場合には、収入証明書の提出を省略できます。
詳しくは下部枠内「収入証明書の提出が省略できる場合」をご確認ください。

- ① 令和7年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書
- ② 令和7年度 市民税・県民税 税額決定納税通知書 1～3頁
- ③ 令和7年度 市民税・県民税 森林環境税課税（非課税）証明書
* 所得金額の内訳、所得控除額、扶養控除等の内訳が省略されていないものが必要です。
* 取得する時は、記入する市民税・県民税課税（非課税）証明申請書の「■証明を必要とする理由」欄の「その他」に○をつけ、カッコ内に「個別支援学級就学奨励費」と記入してください。手数料が減免されます。
- ④ 令和6年分 源泉徴収票（給与所得のみの方で、年末調整が済んでいるもの）

- ※ 上記の収入証明書は、写し（コピー）でも結構です。
- ※ 給与所得、事業所得、年金等、所得の種類に関わらず、家族の中で収入を得ている方が複数いる場合は、収入を得ている方全員の上記収入証明書を添付してください。（ただし、パート、アルバイト収入等で、主たる生計維持者の扶養に入っている方は、必要ありません。）

《収入証明書の提出が省略できる場合》
次の条件に該当する方で、教育委員会が行う所得の確認に同意していただける方※は、収入証明書の提出を省略できます。
ただし、未申告等で所得が確認できなかった場合は別途書類の提出をお願いすることがあります。
※ 所得の確認に同意する場合には、「収入額・需要額調書」の所得同意欄に押印してください。
【条件】
令和7年1月1日現在、横浜市で住民登録をしていて、住民票と同じ表記の氏名で税の申告をしている。
または、住民票の情報から横浜市で保有する税情報を取得できる。

(2) 提出先及び提出期間

提出先	お子さんの通っている学校		
提出期間	月	日 ()	から 月 日 ()

4 支給予定時期

- (1) 学用品費・通学用品費、入学準備費、学校給食費、PTA会費、生徒会費、通学費の支給は、年2回あります。
○小学校・義務教育学校前期課程は、前期（4～9月）分を11月中旬頃、後期（10～3月）分を3月末頃に支給予定です。
○中学校・義務教育学校後期課程は、前期（4～9月）分を11月中旬頃、後期（10～3月）分を4月中旬頃に支給予定です。
クラブ活動費、卒業アルバム代については、後期分に含めて支給します。
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、職場実習交通費、交流学习交通費については、各行事実施後金額が確定して、学校から請求書が提出された後に支給します。
- (3) 奨励費は学校を通じて支給しますので、支給期日など詳しくは学校からお知らせします。

※ 奨励費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

5 問合せ先

わからないことがありましたら、次のいずれかにお問合せください。

◎ お子さんの通っている学校	電話
◎ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課就学係	電話 045（671）3270